（国民年金法施行規則の一部改正）

第七条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止） **第三十四条の四**　法第三十六条の二第一項並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項及び第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　（略） 二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合	（刑事施設に拘禁されている場合等における障害基礎年金等の支給の停止） **第三十四条の四**　法第三十六条の二第一項並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第十項及び第三十二条第十一項の規定により読み替えられた旧法第六十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　（略） 二　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十四条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第八条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調剤の場所） **第十三条**　法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる施設の居室 イ・ロ　（略） ハ・ニ　（削る） ホ　（略） ホ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設 三　（略）	（調剤の場所） **第十三条**　法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一　（略） 二　次に掲げる施設の居室 イ・ロ　（略） ハ　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設 ニ・ホ　（新設） 三　（略）

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（中高年齢失業者等の範囲） **第三条**　（略） 2　法第二条第二項第二号の就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者は、六十五歳未満の失業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に掲げる者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡があつたもの 三　（略）	（中高年齢失業者等の範囲） **第三条**　（略） 2　法第二条第二項第二号の就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者は、六十五歳未満の失業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　（略） 二　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により保護観察に付された者及び更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条各号又は第八十五条第一項各号に掲げる者であつて、その者の職業のあつせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡があつたもの 三　（略）